

令和4年度諮問（個）第4号
答申（個）第24号

「里親手当の運用に関する文書等の保有個人情報非開示決定（不存在）に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報非開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例を廃止する等の条例（令和4年栃木県条例第42号）第1条の規定による廃止前の栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定により、令和4（2022）年8月24日付けで、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

ア 令和2（2020）年2月に厚生労働省家庭福祉課措置係に確認した際に使用した物（以下「本件請求情報1」という。）

イ 令和2（2020）年5月に厚生労働省家庭福祉課指導係に確認した際に使用した物（以下「本件請求情報2」という。）

ウ ○○年○○月～○○年○○月まで県が里親手当の中断を決定に至った経緯（誰が誰に提示した情報で誰が決定したのか）に使用した物（以下「本件請求情報3」という。）

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件請求情報1から3のいずれについても、該当する保有個人情報が存在しないため、令和4（2022）年9月5日付けで旧条例第19条第2項の規定により保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4（2022）年10月31日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、旧条例第41条第1項の規定に基づき、令和5（2023）年3月13日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象となる保有個人情報の全部を開示するよう求める。

2 本件審査請求の理由

非開示とできるようにあえてそのような記録で作成したものであり、不当回答である。

第4 実施機関の主張要旨

1 保有個人情報の特定について

本件開示請求の対象となる保有個人情報について、それぞれ以下のとおり特定した。

(1) 本件請求情報 1

令和2(2020)年2月18日付けで作成された「電話(口頭)記録書」(以下「2月電話記録」という。)に記載された審査請求人の保有個人情報

(2) 本件請求情報 2

令和2(2020)年5月27日付けで作成された「電話(口頭)記録書」(以下「5月電話記録」という。)に記載された審査請求人の保有個人情報

(3) 本件請求情報 3

〇〇年〇〇月から〇〇年〇〇月まで県が審査請求人の里親手当の中断を決定するに至った経緯(誰が誰に提示した情報で誰が決定したのか)がわかるもの

2 保有個人情報の不existenceについて

本件請求情報1から3に該当する保有個人情報は、いずれも以下のとおり存在しない。

(1) 本件請求情報 1

2月電話記録は、疑義照会とその回答が記載されている公文書であり、審査請求人の個人情報は記載されていない。

(2) 本件請求情報 2

5月電話記録は、疑義照会とその回答が記載されている公文書であり、審査請求人の個人情報は記載されていない。

(3) 本件請求情報 3

里親手当の支給停止は、厚生労働省の通知に基づき、要件を満たした時点で実施することとされ、裁量の余地無く行われるものである。運用に疑義があれば厚生労働省に確認を取れば足りるため、県において運用を検討したり経緯をまとめたりする必要はなく、そういった文書は作成していない。

したがって、里親手当の中断を決定するに至った経緯を記載した公文書は存在しない。

なお、里親手当の支給要件については、里親に対する研修で周知しており、審査請求人と同様の状況になれば当該手当が支給されなくなることは、里親

の間では共通の認識になっているものと考えている。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 旧条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法」（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」とされており、本件審査請求では、保有個人情報開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性又は不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方に立って諮問事案を調査審議し、県民等の県の保有する個人情報の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分について

旧条例第13条第1項において、開示請求の対象となる保有個人情報とは実施機関が保有する自己の個人情報である旨、第2条第5項において、保有個人情報とは公文書に記録された個人情報である旨、第19条第2項において、開示請求に係る保有個人情報を保有していないときは開示しない旨の決定をしなければならない旨規定している。

これを踏まえて、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(1) 本件請求情報1について

ア 2月電話記録の記載内容について

審査会において、2月電話記録の内容を確認したところ、以下のことが確認できた。

- (ア) 2月電話記録は、実施機関の職員が、令和2(2020)年2月18日に厚生労働省こども家庭局家庭福祉課措置係職員に対して、電話により疑義照会の上確認した内容を記載した電話口頭記録であること
- (イ) 里親手当に関する照会内容及びその全てに対する回答が記載されてい

ること

(ウ) 審査請求人に関する記述はないこと

イ 保有個人情報の特定について

審査請求人が求めたものは、本件請求情報 1 であり、これに対し実施機関は 2 月電話記録に記載された審査請求人の保有個人情報と特定している。

上記アの (ア) 及び (イ) からすれば、実施機関が本件請求情報 1 に対して、上記第 4 の 1 (1) のとおり、2 月電話記録に記載された審査請求人の保有個人情報と特定したことに問題は無い。

ウ 保有個人情報の不existenceについて

上記アの (ウ) のとおり、2 月電話記録に審査請求人の保有個人情報は記載されていない。

これらのことから、実施機関が、本件請求情報 1 について、2 月電話記録に記載された審査請求人の保有個人情報と特定したことに問題は無く、該当する保有個人情報は存在しない。

(2) 本件請求情報 2

ア 5 月電話記録の記載内容について

審査会において、5 月電話記録の内容を確認したところ、以下のことが確認できた。

(ア) 5 月電話記録は、実施機関の職員が、令和 2 (2020) 年 5 月 27 日に厚生労働省こども家庭局家庭福祉課指導係職員に対して、電話により疑義照会の上確認した内容を記載した電話口頭記録であること

(イ) 里親手当に関する照会内容及びその全てに対する回答が記載されていること

(ウ) 審査請求人に関する記述はないこと

イ 保有個人情報の特定について

審査請求人が求めたものは、本件請求情報 2 であり、これに対し実施機関は 5 月電話記録を特定している。

上記アの (ア) 及び (イ) からすれば、実施機関が本件請求情報 2 に対して、上記第 4 の 1 (2) のとおり、5 月電話記録に記載された審査請求人の保有個人情報と特定したことに問題は無い。

ウ 保有個人情報の不existenceについて

上記アの (ウ) のとおり、5 月電話記録に審査請求人の保有個人情報は記載されていない。

これらのことから、実施機関が、本件請求情報 2 について、5 月電話記録に記載された審査請求人の保有個人情報と特定したことに問題は無く、該当する保有個人情報は存在しない。

(3) 本件請求情報 3

ア 保有個人情報の特定について

本件請求情報 3 について、実施機関が「〇〇年〇〇月から〇〇年〇〇月まで県が審査請求人の里親手当の中断を決定するに至った経緯（誰が誰に提示した情報で誰が決定したのか）がわかるもの」と特定したことに問題は無い。

イ 保有個人情報の不存在について

(ア) 里親手当に関する厚生労働省の通知

- a 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の第 4 の 2 には、里親に対し、里親手当を委託児童 1 人につき月額 9 万円支給する旨の規定がある。
- b 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の施行について」の第 13 の 1 には、親族里親及び養子縁組前提里親については里親手当を支弁しない旨の規定がある。
- c 「養子制度等の運用について」の第 4 の 5 には、具体的に養子縁組に向けた手続き等をはじめの時点で、養育里親から養子縁組前提里親に変更手続きを行う旨の規定がある。

(イ) 実施機関に対する現地調査

審査会において、実施機関に対する現地調査を行ったところ、結果は以下のとおりであった。

- a 審査請求人の里親手当の支給が中断された時期を含め、本件請求情報 3 の存在が想定される文書ファイル（ケース記録、支出決議書等）の内容を調査したが、本件請求情報 3 の存在は確認できなかった。
- b 文書ファイルに綴られた公文書の前後の関連性等からすると、一部を廃棄した様子等も見受けられず、本件請求情報 3 が存在しないという実施機関の主張に反する点は確認できなかった。

(ウ) 検討

上記イの(ア)のとおり、厚生労働省の通知に里親手当の支給に関する規定があり、この通知から、養育里親が養子縁組に向けた手続等を開始すると養子縁組前提里親に変更になり、里親手当の支給が支給されなくなることが読み取れる。

また、実施機関は、厚生労働省に運用の妥当性を確認していることが 5 月電話記録から分かる。

これらのことから、厚生労働省の通知に基づいて運用されている里親手当について、改めて運用を検討したり、経緯を文書にまとめたりする実務上の必要性は乏しかったと考えられ、上記第 4 の 2 の(3)の実施機関の

説明は、不合理とはいえない。

さらに、上記(イ)のとおり、審査会が行った現地調査においても、文書の存在は確認できなかった。

したがって、実施機関において、本件請求情報3に該当する保有個人情報保有しているとは認められない。

(4) まとめ

上記(1)から(3)までのことから、実施機関が行った本件処分は妥当であると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、里親手当の支給停止に対する不服等を種々主張しているが、いずれも本件処分の妥当性の判断とは関係がない。

5 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年3月13日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和5(2023)年5月16日 (第46回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和5(2023)年6月20日 (第47回審査会第2部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 第2回審議
令和5(2023)年7月10日 (第48回審査会第2部会)	・ 審査請求人の意見聴取 ・ 第3回審議
令和5(2023)年8月17日 (第49回審査会第2部会)	・ 第4回審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
島 菌 佐 紀	弁護士	
篠 崎 文 男	(一社) 栃木県社会福祉士会 副会長	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	第2部会部会長

(五十音順)